

一般社団法人K&Mロード
就労継続支援B型事業所 南国の熱帯魚工賃規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人K&Mロード就労継続支援B型 南国の熱帯魚が行う障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業の利用者に対し、支給する工賃について基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

(作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則、午前10時00分から午後2時00分までとし、所定時間外および昼休憩時間は、作業を行わないものとし工賃の発生はしないものとする。なお、作業時間の短縮または延長することもできる。

(工賃の計算期間及び支払期日)

第4条 工賃は原則毎月1回、1日から月末までの分を翌月の5日に支給することとする。(日払いも可)ただしその日が休所日である場合は、前日を支給日とする。また利用者本人の通所日の都合でやむをえない場合は、支給日を他の日に繰り延べる事ができるものとする。

(工賃の支払方法)

第5条 工賃は、直接利用者本人に対し、通貨でその全額を支払い、本人が受領印を捺印することで確認する。ただし、本人が捺印することが困難である場合には、代理者が捺印することができる。希望により日払いも可能だがその都度金額の確認を行い日払い確認書類にて金額の記載と捺印する事。工賃支給日に日払い分の工賃を差し引いた金額を支給する。

(工賃の支給額)

第6条 工賃は15分単位で計算し、1時間当たり工賃は500円以上として通所日数や作業能力、作業態度等により個別に決定する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、工賃に関する事項は、法人と事業管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和3年2月1日より施行する。
- 2 この規程は令和3年 6月 1 日から（在宅・工賃の計算） 第10条を追加、施行する
- 3 この規程は令和5年 7月 1 日から（在宅・工賃の計算） 第10条を追加、施行する
- 4 この規定は令和5年8月1日から工賃金額の変更をし施行する。